

【立入検査証見本】

(表面)

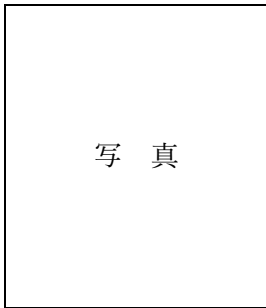
第 号

計量法第 148 条第 4 項の規定による立入検査証

職名及び氏名

年 月 日 生

年 月 日 発行



宮崎県知事

印

(裏面)

計量法（平成 4 年法第 51 号）抜すい
第 148 条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは
特定市町村の長は、この法律の施行に必要な
限度において、その職員に、届出製造事業者、
届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、
指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計
量士、登録事業者又は取引若しくは証明におけ
る計量をする者の工場、事業場、営業所、事務
所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量
器の検査のための器具、機械若しくは装置、特
殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳
簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者
に質問させることができる。

(以下省略)

- ・ 証票の大きさは、縦 90 mm×横 62 mmです。
- ・ 台紙の色は白色です。
- ・ 実物には宮崎県知事印が押印されています。